

新潟市精神障がい者地域移行・地域定着支援事業実施要綱

(目的)

第1条 精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下、新潟市精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（以下「地域移行・地域定着支援事業」という。）を実施するものとする。

(実施主体)

第2条 地域移行・地域定着支援事業の実施主体は、新潟市（以下「市」という。）とする。

(事業内容)

第3条 市は、次に定める事業を行う。

- (1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（以下「包括ケアシステム」という。）の構築に資する取組
- (2) 統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援
- (3) 精神科病院（以下「病院」という。）及び相談支援事業者等（以下「支援事業者等」という。）に対する、地域移行・地域定着支援事業の周知
- (4) 地域移行・地域定着支援に関わる病院及び支援事業者等に対する技術援助
- (5) 病院及び支援事業者等に対する協力及び協力の要請、情報の提供及び収集

(協議の場の設置)

第4条 市は、第3条に定める事業を行うにあたり、包括ケアシステムの構築を推進するための、保健・医療・福祉関係者による協議の場として新潟市精神障がい者の地域生活を考える会（以下、「考える会」という。）を設置する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営及び地域移行・地域定着支援事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(新潟市地域移行個別支援検討会運営要領の廃止)

2 新潟市地域移行個別支援検討会運営要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。